

指定管理者制度と 民営化という 選択

～変わりゆく公の施設と民営化した養護老人ホーム葉山荘～



公の施設のあり方検討委員会とは



平成 24 年 6 月 29
日に行われた「第 1
回公の施設のあり方
検討委員会」

公の施設を設置した目的と運営の実態を検証し、住民サービスの向上と効果的な施設運営の観点から、管理運営主体の見直しを行い、施設のあり方を検討する委員会のことです。平成 24 年 6 月に町議会議員、学識経験者、地域住民の代表、公募委員など 10 人で組織され、町から諮問を受けた事項を約 2 年間で、合計 15 回の会議を開催し、各施設のあり方を審議しました。

検討委員会から「レクリエーション・スポーツ施設」、「文教施設」、「福祉施設」の今後の方向性を示す答申がそれぞれ行われ、その内容を踏まえ、町が各施設の今後の方向性を決定しました。

そもそも公の施設って？

レクリエーション・スポーツ施設(町総合体育館やグラウンドなどの体育施設)、福祉施設(町民憩いの家、町立養護老人ホーム葉山荘)、文化施設(文化会館など)など、住民の福祉を増進する目的で、多くの住民のみなさんが利用できるように町が設置した施設のことです。

指定管理者制度と民営化

指定管理者制度とは公の施設の管理運営を民間事業者に行わせることができる制度で、2003 年(平成 15 年)に地方自治法が改正され導入されました。多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間のノウハウを活用しながら、住民サービスの向上と経費の節約を目的とします。

この制度が導入されたことによって、これまで公共的団体などに限られていた公の施設の管理運営を民間事業者も含めた幅広い団体にお願いすることが可能になりました。これに対して民営化は、町の施設を民間事業者に譲渡し、事業運営も民間に移すことです。